

令和6年度大井川流域ぐるっと1周スタンプラリー事業  
業務委託企画提案審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 静岡県が行う「大井川流域ぐるっと1周スタンプラリー事業業務委託」について企画提案方式により最も適したものを選定するため、大井川流域ぐるっと1周スタンプラリー事業業務委託企画提案審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 「大井川流域ぐるっと1周スタンプラリー事業業務委託」の随意契約の相手方となる候補者の選定に関する事
- (2) その他必要な事項に関する事

(委員会の設置)

第3条 委員会の構成は、別表のとおりとする。

2 委員会が必要と認めた場合には、構成委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めるときに開催する。

2 委員会は、委員の過半数の出席で成立するものとし、あらかじめ委員が指名した者の以外の代理出席は認めない。

3 委員長が欠席の場合は、副委員長がその職務を代理する。

(書類の合議)

第5条 委員長が特に軽易と認めたもの及び緊急を要すると認めたものについては、書類の合議で委員会に代えることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は静岡県中部地域局に置く。

(その他)

第7条 委員会は非公開とする。

附則 この要綱は令和6年10月17日から施行する。

別表

区 分	職 名
委 員 長	中部地域局長
副委員長	中部地域局副局長
委 員	中部地域局次長